

報告事項No. 1 請願第 3 号

平成28年8月5日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美 様

図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願

住所：川崎市中原区

氏名：川崎から日本軍「慰安婦」問題の解決を求める市民の会

代表：川崎森子、連絡先：木瀬 慶子

1、「慰安婦」問題が誤報であり、虚偽であるとする言説は誤りです。1993年の河野談話が言うように、図書館を含め「歴史研究、歴史教育」の視点から「慰安婦」問題の充実した図書を求めるものです。

2、司法（東京地裁）は、7月28日、以下のような判断を下しました。

朝日新聞の慰安婦に関する報道で「国民の名誉が傷つけられた」として、渡部昇一（上智大学教授）ら国内外の2万5722人が朝日新聞社に謝罪広告や一人1万円の慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁（脇博人裁判長）は、7月28日、原告の請求を棄却。判決は、朝日新聞の記事は旧日本軍や政府に対する報道や論評で、原告に対する名誉棄損には当たらない。報道によって政府に批判的な評価が生じたとしても、そのことで国民一人一人に保障されている憲法13条の人格権が侵害されるとすることには、飛躍があると指摘。

3、「慰安婦」問題が世界で大きな問題として広まったのは、「吉田清治証言」や「朝日新聞の報道」ではなく、1991年8月、韓国で金学順（キムハクスン）さんが勇気をもって名乗り出たこと、そして、それに続いて世界各地から被害者が名誉回復を訴えたことから始まりました。「吉田清治証言」や「朝日新聞の報道」から始まったものではありません。

4、日本軍「慰安婦」問題は、歴史の事実

「吉田清治証言」を朝日新聞が誤りと認めたとしても、日本軍「慰安婦」問題は、歴史の事実であり、多くの資料や証言が残されています。

日本軍は1931年の満州事変から1945年の敗戦までの15年間、アジア・太平洋の各地に侵攻し、戦場に日本軍専用の慰安所をつくりました。そこに女性たちが、だまされたり強制的に連れて来られて自由を奪われ、兵士との性行為を強制されました。10代の少女も多くいました。

被害国となったのは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、台湾、中国、フィリピン、インドネシア、ビルマ、マレーシア、東ティモール、パプア・ニューギニアなどやオランダの女性たちでした。

5、1993年8月発表された「河野官房長官談話」では、日本軍の関与と慰安所での強制性を認めました。

「慰安所は軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であり、「歴史研究 庶務課 収 28.8.5 受 第 号」歴史教育を通して」歴史の教訓にすると、談話は明言しました。

政府は、この立場をいまでも「踏襲」するとしています。

